

## 第3章 住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進

### 1 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

#### (1) 施策の方向性

本市の65歳以上の人口に占める認知症高齢者の割合は、令和5年10月現在11.1%（Ⅱa以上の認知症高齢者3,956人/10.1現在65歳以上人口35,643人）となっています。認知症は誰もがなりうることから、認知症に対する正しい知識を周知するとともに、認知症サポーター養成やみまもりあいアプリの導入などを通じ、認知症の人やその家族が安心して自分らしく暮らし続ける環境づくりを推進しています。その一つとして、霧島市認知症専門部会では、認知症支援の関係者が参加し、実施事業の有効性や改善点の検討を行っています。

令和4年12月には認知症施策推進大綱の中間評価が行われ、また、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布、令和6年1月1日に施行され、更に認知症施策の推進に努める必要があります。認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### (2) 取り組むべき課題

- ・ 認知症を地域で支える取組の推進
- ・ 私のアルバムやみまもりあいアプリの更なる普及
- ・ 小中学生を含める幅広い年代を対象にした認知症サポーターの養成
- ・ 若年性認知症の人への支援の推進

#### (3) みんなでできること

##### 【市民一人ひとりで】

- ・ 私のアルバムを活用して将来の生活について考えてみる
- ・ みまもりあいアプリに登録し、行方不明者の検索に協力する
- ・ 認知症について正しい知識を学ぶ

##### 【地域で】

- ・ 自治会等で高齢者の見守り活動に取り組む
- ・ 地域にどんな人が住んでいるのか把握してみる
- ・ 出前講座などを活用し認知症について正しく学ぶ

##### 【団体・事業所等で】

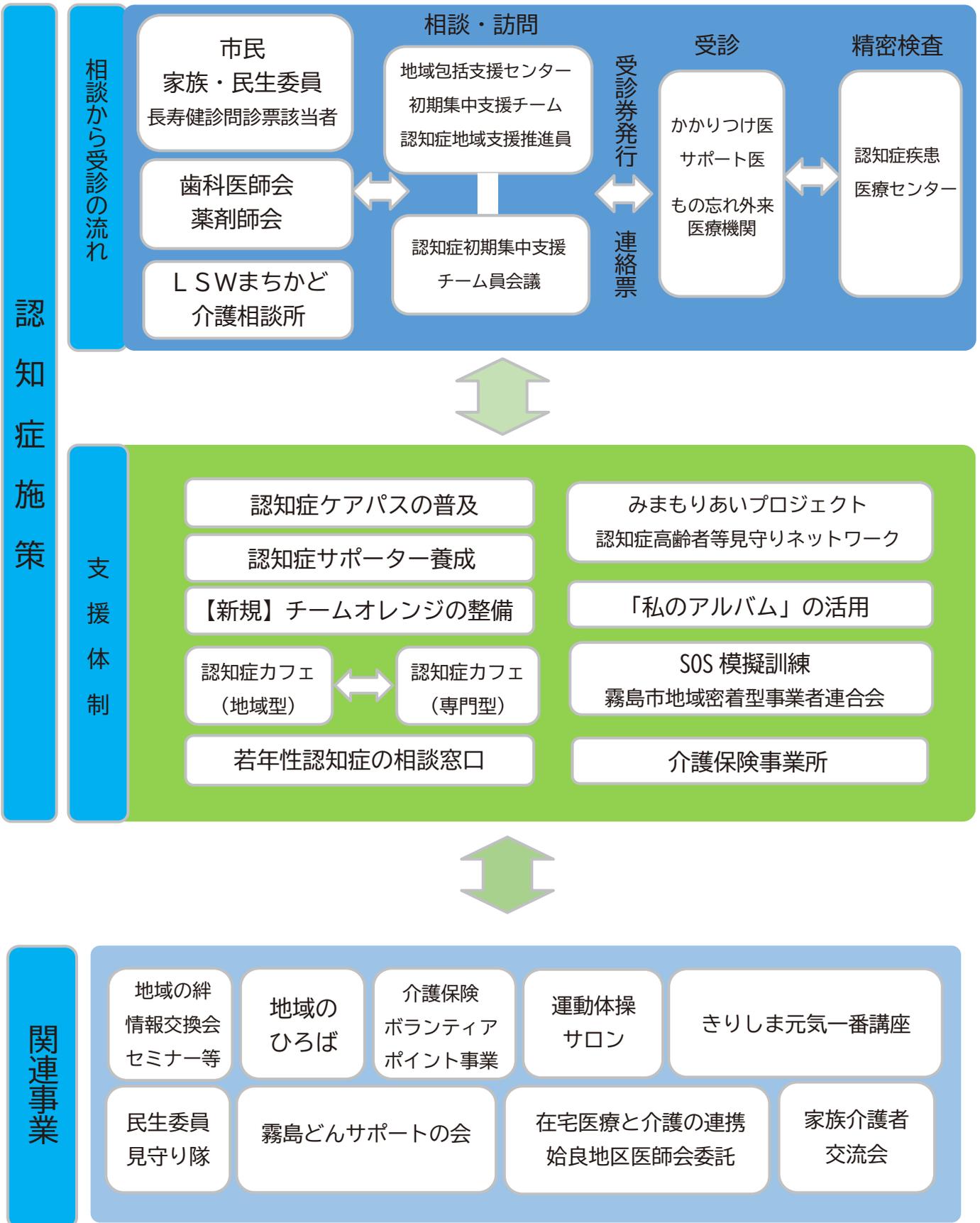
- ・ 官民協働による高齢者等見守りネットワークの構築
- ・ 認知症カフェの設置

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」

令和5年6月16日に公布され、令和6年1月1日に施行されました。法の概要は以下のとおりです。法の理念に基づき国・地方が一体となって施策を講じていきます。（社会保障審議会 介護保険部会 令和5年7月10日資料より）

<b>共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要</b>	
<b>1.目的</b>	<p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進</p> <p>⇒ <b>認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進</b></p> <p>～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～</p>
<b>2.基本理念</b>	<p>認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。</p> <p>① 全ての認知症の人が、基本的な権利を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。</p> <p>② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。</p> <p>③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、<b>社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができる</b>とともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。</p> <p>④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。</p> <p>⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。</p> <p>⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。</p> <p>⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。</p>
<b>3.国・地方公共団体等の責務等</b>	<p>国・地方公共団体は、基本理念ののっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。</p> <p>国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。</p> <p>政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。</p> <p>※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定</p>
<b>4.認知症施策推進基本計画等</b>	<p>政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）</p> <p>都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）</p>
<b>5.基本的施策</b>	<p>①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】 国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策</p> <p>②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】 ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策 ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策</p> <p>③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】 ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策 ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策</p> <p>④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】 認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策</p> <p>⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】 ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策 ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時かつ切れ目なく提供するための施策 ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策</p> <p>⑥【相談体制の整備等】 ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備 ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策</p> <p>⑦【研究等の推進等】 ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等 ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用等</p> <p>⑧【認知症の予防等】 ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組みことができるようにするための施策 ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策</p> <p>※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力</p>
<b>6.認知症施策推進本部</b>	<p>内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。</p> <p>※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。</p>

# 本市の認知症支援体制



各論  
第3章

## (4) 実施事業

## ① 認知症カフェ

事業概要	<p>認知症の人とその家族、また、地域住民や専門職など誰もが気軽に集うことができる場所となり、認知症の人とその家族が安心して過ごすための地域で支える出発点となるものです。</p> <p>同時に、認知症サポーター等の活躍の場、チームオレンジの活動拠点となって更に場を増やしていくことを目指します。また、今後も実施体制の継続した支援を行います。また、カフェの中で、認知症の人本人が自らの言葉で希望や生きがいの発信をしていくことを支援していきます。更に、認知症カフェ運営者等で情報交換を行い、連携強化を図ります。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族	開始年度	平成 28 (2016) 年度
事業関係者	認知症疾患医療センター、認知症対応型通所介護、小規模多機能ホーム等		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
設置箇所数	専門型 1 箇所 地域型 2 箇所	6 箇所	

## ② 私のアルバム等の活用・普及啓発

事業概要	<p>認知症の人の個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、できる限り各々の意思や価値観に共感し、できないことではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していくツールとして、私のアルバムやマイライフノート (県医師会作成) 等を活用し、本人の理解の促進を図ります。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業 (社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族	開始年度	平成 22 (2010) 年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
私のアルバム等の配布数	累計 331 部	1,500 部	

## ③ 認知症高齢者早期発見促進事業

事業概要	<p>認知症の疑いのある人に、もの忘れ外来受診券を発行し、認知症の早期発見・早期治療を促進します。</p> <p>令和2年度より後期高齢者医療の事業である長寿健診の間診票の認知機能に関する設問の該当者に対して、家庭訪問を行い、医療機関受診を勧奨する流れをつくりました。今後も関係機関の連携強化を図り早期発見・早期介入・早期支援に取り組みます。</p>		
事業区分	保健福祉事業		
対象者	認知症が疑われる人	開始年度	平成23(2011)年度
事業関係者	受託医療機関 認知症初期集中支援チーム(霧島市地域包括支援センター) すこやか保健センター		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
受診券発行数	15枚	40枚	

## ④ 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	<p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的として、「認知症初期集中支援チーム」を霧島市地域包括支援センター内に配置しています。</p> <p>今後も、若年性認知症への対応も含め、早期診断に繋がるように、霧島市地域包括支援センター職員と連携しながら支援に取り組みます。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	認知症が疑われる人や認知症の人、及びその家族	開始年度	平成29(2018)年度
事業関係者	認知症初期集中支援チーム(霧島市地域包括支援センター)		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
相談件数	89件	120件	
チーム員会議検討数	43件	60件	

## ⑤ 若年性認知症の人への相談支援

事業概要	<p>県の相談窓口配置されている若年性認知症支援コーディネーターや認知症疾患医療センターと密に連携を図り、支援体制を構築していきます。地域住民や専門職など誰もが気軽に相談できる相談機関として霧島市地域包括支援センターを普及・啓発していきます。</p> <p>また、若年性認知症の方とその家族等の交流の場の設置についても検討します。</p>		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	若年性認知症が疑われる人や若年性認知症の人、及びその家族	開始年度	——
事業関係者	霧島市地域包括支援センター		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
相談件数（延べ）	1件	10件	

## ⑥ 認知症サポーター養成

事業概要	<p>認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の偏見をなくし、認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域住民・学校・商工業事業所等が認知症の方々の適切な支援が行えるように正しい理解を深めていくための支援を行っています。</p> <p>今後も、幅広い世代を対象に講座を開催し、さらなる養成を進めるとともに、養成した認知症サポーターがステップアップとして支援を繋ぐ仕組み「チームオレンジ」の整備・運営についても検討します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 その他の事業		
対象者	市民	開始年度	平成20（2008）年度
事業関係者	認知症地域支援推進員（霧島市地域包括支援センター）、認知症キャラバンメイト		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
認知症サポーター養成数	17,230人	19,000人	

## ⑦ 認知症高齢者等見守りネットワーク事業

事業概要	<p>認知症の人が住み慣れた場所で安心して住み続けられるように、地域の関係機関や地域住民が理解しあい、力を合わせて、認知症の人等を支援する仕組みをつくりまします。</p> <p>地域の取組として、認知症の人を支援するためのSOS模擬訓練等を行います。</p> <p>また、日常的に家庭訪問を行うなど高齢者等と関わることが多い団体や民間事業所と連携した認知症高齢者等見守りネットワークを構築し、異変へ対応するほか、認知症高齢者等が行方不明になった際に、みまもりあいアプリ等のICTを活用した検索やその他効果的な仕組みづくりを目指します。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業 家族介護支援事業		
対象者	地縁団体	開始年度	平成27(2015)年度
事業関係者	霧島市地域密着型サービス事業者連合会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー、認知症サポーター		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
認知症高齢者等見守りネットワーク会議の開催	0回	2回	

## ⑧ 認知症ケアパス

事業概要	<p>認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れ」を示したもので、認知症ではないかと思った時や認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなどの情報をまとめたものです。</p> <p>自動車学校等の関係機関や店舗等への配布を行うことで周知に努めていくとともに、本市の社会資源等の状況が変化した場合など必要に応じ改訂を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 認知症総合支援事業		
対象者	一般市民 認知症を支援する関係者 認知症の人及びその家族	開始年度	令和2(2020)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーター		
事業評価指標(活動指標)	令和4年度実績	目標(見込)	
設置箇所数	385箇所	400箇所	

## ⑨ 霧島市認知症専門部会

事業概要	認知症疾患医療センター長、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、医師会長、薬剤師会長、歯科医師会長、始良・伊佐地域振興局、認知症カフェ開催者等からなる「霧島市認知症専門部会」を年2回を目処に実施し、市の実施事業の有効性や改善点の検討、今後展開が望まれる事業の検討を行い、問題解決につなげます。		
事業区分	認知症総合支援事業		
対象者	———	開始年度	令和元（2019）年度
事業関係者	認知症疾患医療センター長、認知症初期集中支援チーム認知症サポート医、医師会長、薬剤師会長、歯科医師会長、始良・伊佐地域振興局、認知症カフェ開催者等		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
開催数	1回	2回	

## 2 互助の仕組みによる支え合い、社会参加の仕組みづくり

### (1) 施策の方向性

少子高齢化が急速に進み、介護人材の不足が顕著になる中、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域での支え合いが必要不可欠です。互助の仕組みづくりが地域包括ケアシステムの要であることから、平成28年度（2016年度）に霧島市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しました。また、地域での見守り体制の強化のため、地区自治公民館が設置する地域見守り支援員の活動も令和2年度（2020年度）から開始しています。

各自治公民会等で行われている地域まちづくりや自主防災組織の立上げ、民生委員との連携などへの様々な活動支援と連携しながら、それぞれの地域特性や課題に対応した取組体制の構築を支援していきます。

また、市が独自に認定する霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーとも連携し、地域の課題解決に向けて協働していきます。

### (2) 取り組むべき課題

- ・地域見守り支援員の養成と在り方の検討
- ・身寄り問題への対応強化
- ・霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの活動の強化
- ・第2層協議体を意識した活動の強化

### (3) みんなでできること

#### 【市民一人ひとりで】

- ・地域見守り支援員に登録する
- ・消費者トラブルに注意する
- ・一人暮らしの高齢者をできる範囲で気に掛ける

#### 【地域で】

- ・地区自治公民館で地域見守り支援員の体制をつくる
- ・民生委員と協働する関係を構築する

#### 【団体・事業所等で】

- ・10圏域の地域特性を踏まえた施策を実施する
- ・民間団体等と連携した見守り活動の取組
- ・身寄りのいない人のための各種支援の整備

## (4) 実施事業

## ①-1 生活支援体制整備事業（第1層）

事業概要	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを配置し、地域における支え合い・助け合いの仕組みづくりや、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>また、地域活動をしている人や地域の高齢者等が中心となって、専門職と一緒に地域の支え合いを発展させ、新たな地域づくりを進めるための作業部会の設置と運営を行います。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	平成 28（2016）年度
事業関係者	市民		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
第1層協議体（高齢者施策委員会）の開催	2回	2回	
福祉活動を行う団体とのネットワーク（活動状況の把握・連携）数	23箇所	30箇所	

## ①-2 生活支援体制整備事業（第2層）

事業概要	<p>日常生活圏域（第2層）ごとの生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、生活支援コーディネーターを配置し、それぞれの圏域で、住民が主体となり取り組んでいる活動を基盤とした、第2層協議体の設置を行います。</p> <p>また、サロン活動のさらなる広がりを推進するとともに、サロン活動でできた顔の見える関係づくりから派生する住民同士の見守り・支え合い活動を推進します。</p>		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	生活支援体制整備事業	開始年度	平成 28（2016）年度
事業関係者	市民		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
第2層協議体の開催	7箇所	7箇所	
地域のひろば取組団体の数	105団体	130団体	

## ② 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー設置事業

事業概要	市の地域包括ケア体制の構築にあたって、地域包括ケアに関する、市独自の認定資格である「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー」の養成及び資格維持のためのスキルアップ研修等を行います。ワーカー自身が活動しやすいよう、市民への周知及び所属する事業所等に理解と協力を求めつつ、今後、共生型地域社会の推進を図ることを目的として個々のスキルアップを図ります。		
事業区分	地域支援事業 包括的支援事業（社会保障充実分）		
対象者	介護保険事業所職員等	開始年度	平成 24（2012）年度
事業関係者	市内介護サービス事業者		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
地域の方から相談を受けた割合	42.3%	60%	

## ③ 地域見守り支援事業

事業概要	高齢者や障がい者など、援護を必要とする人々への声かけや安否確認等のため、地区自治公民館が設置する地域見守り支援員見守り隊の活動を支援し、地域における要援護者の見守り体制の構築を図ります。		
事業区分	地域支援事業 総合事業 一般介護予防事業 介護予防把握事業		
対象者	高齢者や障がい者等	開始年度	令和 2（2020）年度
事業関係者	霧島市社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会連合会		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
支援員数	356人	400人	

## ④ 「霧島市身寄りがなくとも安心して暮らすためのガイドライン」の普及

事業概要	<p>家族等の身寄りのいない人が、身元保証人を確保することができず、居住・医療・介護等の支援に困難さを抱えている現状があります。令和2年度から福祉事業に携わる方々が中心となり、始良地区医師会や社会福祉協議会などの関係機関と市が情報交換や研修会を重ね、令和4年12月に「霧島市身寄りがなくとも安心して暮らすためのガイドライン」を作成しました。今後はガイドラインの普及と支援体制の強化を図ります。</p>		
対象者	高齢者や障がい者等	開始年度	令和2（2020）年度
事業関係者	一般社団法人サツマスタ、霧島市社会福祉協議会、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー		

## ⑤ 地域まちづくり支援事業

事業概要	<p>本市では、市内89箇所の地区自治公民館を事業主体として、地域の10年後のまちのあり方を見据え、自助互助公助の取組をまとめた「まちづくり計画」の策定を推進しており、この計画策定に要する費用や実現事業に係る経費を一部助成するとともに、本市職員も地域まちづくりサポーターとして計画策定の後方支援を行っています。</p> <p>また、地域まちづくり計画に基づく事業のうち、地区自治公民館等が主催し、多くの会員が参加する行事等への補助事業も行っています。</p> <p>今後も引き続き、地域の特性を活かした自助互助公助による活動を盛り込んだ計画が策定できるよう支援を行っていきます。</p>		
事業区分	地域まちづくり支援事業		
対象者	市民	開始年度	平成17（2005）年度
事業関係者	市民活動推進課		
事業評価指標（活動指標）	令和4年度実績	目標（見込）	
見直しを行った自治公民館数	87地区	87地区	

## ⑥ 霧島市社会福祉協議会運営支援事業

事業概要	社会福祉を目的とする事業や社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助により、地域福祉の推進を図る事を目的とした団体である霧島市社会福祉協議会の運営費補助として補助金を交付しています。		
事業区分	霧島市社会福祉協議会運営支援事業		
対象者	霧島市社会福祉協議会	開始年度	平成 17 (2005) 年度
事業関係者	保健福祉政策課 霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
会員数	29,789 人	31,140 人	
ボランティア登録者数	3,587 人	4,400 人	

## ⑦ 地域自殺対策強化事業

事業概要	<p>自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるため、「個人的な問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として認識され、社会全体で自殺対策を推進していくため、霧島市自殺対策計画を策定しました。</p> <p>国の自殺対策総合大綱に基づく基本施策と、市の自殺の実態を踏まえて「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に焦点を絞った重点施策について、施策の体系を定め「生きることの包括的な支援」として推進していきます。</p>		
事業区分	地域自殺対策事業		
対象者	市民、関係機関	開始年度	——
事業関係者	健康増進課		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
自殺死亡率減少 (10 万人対)	17.62 人	11.4 人以下	

## ⑧ 民生委員活動支援事業

事業概要	小地域での福祉活動の担い手である民生委員児童委員が行う活動を支援するために、霧島市民生委員児童委員協議会連合会に補助金を交付しています。また、その事務局として、霧島市民生委員児童委員協議会連合会の運営をサポートしています。		
事業区分	社会福祉総務費事業		
対象者	霧島市民生委員児童委員協議会連合会	開始年度	昭和 23 (1948) 年度
事業関係者	霧島市民生委員児童委員協議会連合会、霧島市社会福祉協議会		
事業評価指標 (活動指標)	令和 4 年度実績	目標 (見込)	
民生委員活動日数	40,447 日	42,300 日	

## ⑨ 自主防災組織

事業概要	<p>局地的な大雨や地震、火災等の災害等に対して、高齢者の不安が増しているため、災害時について本市では、「自分たちの身は、自分たちで」をキーワードに各自治会に防災担当を配置することで自主的な防災組織の育成を進めています。関係各課、霧島市社会福祉協議会、消防署等が情報を共有して、民生委員・児童委員等の地域の役員への情報共有を促進していきます。</p> <p>今後も引き続き、防災講座等を通じて自主防災組織の育成を図りながら、地域に潜む危険箇所や要支援者を把握し、災害発生時の支援体制を確立します。</p>		
事業区分	——		
対象者	市民	開始年度	——
事業関係者	安心安全課		